

## 記事の内容

5月27日、安全環境の改善について、学長宛緊急要求書を提出

6月30日、宿舎居住環境の改善について、学長宛要求書を提出、予備交渉

7月13日、団体交渉、宿舎居住環境の改善について、学長書面で回答

7月26日、組合協議会代表が大学当局へ挨拶、要求項目提出、予備交渉

10月中、団体交渉を要求

### <6/30 宿舎改善要求書>

筑波大学長 岩崎洋一 殿

筑波大学教職員組合つくば

執行委員会委員長 齋藤静夫

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会

議長 平野信之

宿舎居住環境改善に関して、下記9項目を要求します。

1. 所管換えに伴う強制転居を行わないこと。
2. 入居者の勤務先による差別を行わないこと。
3. 宿舎の管理運営については、関東財務局所管の合同宿舎の基準を維持すること。
4. 駐車場の増設や空き駐車場の利用など、宿舎戸数に見合う駐車場の整備を行うこと。
5. 備品や設備の計画的更新を行うこと。
6. 修繕等の要請に対し、責任を持って対応すること。
7. 退去時の査定には経年変化を十分考慮するとともに、査定者（管理人）ごとに査定結果に不公平が生じないように、査定方法の統一、周知を図ること。
8. 宿舎の改廃の計画を明らかにし居住者へ早期に通知すること。特に廃止宿舎棟の決定については、廃止まで6年以上の期間を設けること。
9. (略：学長回答書に記載)

### <7/13 宿舎団体交渉、学長回答書>

筑波大学教職員組合つくばと筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会（学研労協）との共同で、筑波大学当局と団体交渉を行った。

（学研労協参加の趣旨は質疑応答の冒頭で説明）

場所：大学本部棟 3階会議室

出席者：大学当局側（大）：腰塚 組織人事担当副学長・理事、岡本 組織人事部長、ほか担当職員5名、組合側（組）：齋藤 委員長、平野 議長、ほか代表4名

腰塚理事が学長回答書を読み上げ、質疑応答を行った。

### 宿舎居住環境改善に関する回答

#### 1. 所管換えに伴う強制転居を行わないこと。

所管換えの際、大学法人宿舎に現に国等の職員が入居の場合及び財務局宿舎に現に大学法人職員が入居の場合、当該職員が退去するまでの間、引き続き入居できる取扱いとしていることから、所管換えに伴う強制転居は行わない。

#### 2. 入居者の勤務先による差別を行わないこと。

入居者の勤務先による差別は行っていない。

例えば、修繕で法人が負担する場合には、緊急性の高いものから状況判断して実施している。また、駐車場の貸付については、申請書の受付順で許可しており、不公

平が生じないよう配慮している。

### 3. 宿舍の管理運営については、関東財務局所管の合同 宿舍の基準を維持すること。

職員宿舍は、法人化に伴い本学に出資された財産であり、その維持管理に係る規則等を定めるのは本学であるが、管理運営の内容については、基本的には国家公務員宿舍法に準じて行うこととしているので、関東財務局所管の合同宿舍の基準を維持している。

### 4. 駐車場の増設や空き駐車場の利用など、宿舎戸数に見合う駐車場の整備を行うこと。

所管換の際、宿舎戸数に見合う駐車台数分を受けていないことから、一部の入居者には順番待ちの状況にある。

現状においては、財政事情も厳しいことから増設することは困難であり、財務局管理の空き駐車場の借入れ等で対応している。

### 5. 備品や設備の計画的更新を行うこと。

法人化に伴い、所管換されたばかりで、備品や設備の状況把握が十分ではなく、また、教育研究用及び福利厚生用の施設・設備を維持していく中で、職員宿舍の整備を行っていくことは財政的に厳しい状況となっているが、当面、緊急性の高いものから判断して逐次改善しており、

今後、修繕計画等を立案して対応したいと考えている。

### 6. 修繕等の要請に対し管理者として責任を持って対応 すること。

修繕等の要請は、居住者が管理人に申し出を行い、管理人が現地確認を実施し、大学法人への報告があったものに対して、緊急性・危険性を勘案し対応している。

### 7. 退去時の査定には経年変化を十分考慮するとともに 査定者（管理人）ごとに査定結果に不公平が生じな いよう、査定方法の統一、周知を図ること。

退去時の査定については、平成15年6月財務省理財局長通知の「国家公務員宿舍に係る原状回復等の取扱いについて」を準用し、原状回復基準としている。

宿舍の退去に際しては、管理人が退去者の立会のもとで、原状回復を必要とする箇所を点検することになっているが、点検箇所を明確にするため「宿舍点検カード」が作成されており、適正に原状回復が行われている。

なお、査定する管理人には、原状回復基準を熟知させ査定に不公平が生じないよう指導している。

### 8. 宿舍の改廃の計画を明らかにし居住者へ早期に通知 すること。特に廃止宿舍棟の決定については、廃止

### まで6年以上の期間を設けること。

現時点において、改廃の計画はない。また、廃止宿舍棟の決定については、平成14年10月財務省理財局長通知「宿舍の廃止に伴い被貸与者に対して宿舍の明渡しを請求する場合の取扱い等について」による退去要請期間を考慮し、廃止まで2～3年程度と考えている。

### 9. 強制移転を伴う場合には就学児童の学区等居住者の 生活環境に無用な変化が生じないよう十分配慮する とともに、転居費用を補償すること。

居住者に対し、移転に際しての希望調書をお願いし、事前打合せを行いながら可能な限り希望に添えるよう努めている。

しかし、転居費用の補償については、緊急に建替整備を行う必要があり、通常と比較して短い期間内に退去要請を行う場合に限り、支給補償することとしている。

(注1) 回答書：関東財務局からの駐車場借受数(7月1日現)

宿 舎 名	駐 車 場		台 数
	ブロック	記号	
竹園3丁目住宅	竹園 - 3	A	3
吾妻2丁目住宅	吾妻 - 3	Q	2
吾妻4丁目住宅	竹園 - 8	A	1
		A 1	2
		A 2	1
	竹園 - 10	A	1
並木2丁目住宅	廃止	A 2	1
	並木 1	廃水	1
	並木 2	Z	3
並木4丁目住宅	並木 6	D 3	17
	並木 9	H	8
		Z	1
合 計			41

本資料は、本学管理の宿舍入居者が、関東財務局管理の駐車場を使用している実台数である。

(注2) 回答書：職員宿舍の光ファイバー架設について

(1) NTT東日本と打合せ日

平成17年7月14日(木)及び7月25日(月)

(2) 契約方式

Bフレッツ(集合形式)

- ・1宿舍が10戸以上で構成されている建物とする。
- ・工事費はNTT東日本が負担する。ただし、VDSL集合装

置の収納BOXの設置・電源工事・通信/電源用配管工事等  
が20万円を超える場合は該当外。(現場調査が必要)

- ・大学は、広告掲示を許可すること。
- ・1ヶ月の利用料 約4,000円程度(16人以上利用の場合、  
若干安価となる。)
- ハイパー(個人形式)
- ・既設の電線管が利用できない場合、壁を貫通して新設電線管  
を敷設する必要がある。(現場調査が必要)
- ・1ヶ月の利用料 約5,000円程度

### (3)その他

- ・NTTは、個別に営業を行ったが現場調査を行っていない。
- ・大学が現場調査を許可するのであれば、早急に調査し結果を  
報告する。
- ・吾妻4丁目(208・209)の調査を依頼する。

## <7/13 宿舎団体交渉、質疑応答>

【組】 筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会(以下、  
学研労協)が筑波大学の宿舎居住環境改善の交渉に参加する趣旨は、  
移管された宿舎と関財の宿舎で、様々な面で差があるのは良くない、  
ということを訴えたいからである。学研労協には様々な職場の人がおり、  
筑波大学所管の宿舎に住んでいる人もいる。一方、筑波大学の職員にも  
関財所管の宿舎に入居している人もいる。法人化に伴って生じた宿舎に  
関わる問題をそこに住んでいる人に転嫁する形になっており、そのよう  
な問題点を明らかにするための場としていきたいと考えている。

【大】 我々も1200戸以上の宿舎が国から支給されて、正直戸惑っている。  
大学も法人化で変わった。みんなで議論していくべきことであると考  
えている。

【組】 筑波の宿舎は同時期にできたので同時期に壊れる。計画的な修繕  
をお願いしたい。関東財務局も始めている。回答の4に「財務局管理の  
空き駐車場の借り入れ等に対応」とあるが、具体的な数は?

【大】 昨年4月に出資を受けた宿舎は1272戸で駐車場は1092台分である。  
ただ、ブロックによって差があり、一部屋に1台あるところもあれば全  
く足りないところもある。ただ、地区をまたいで貸し借りするのは現実  
的ではないので、足りないところは待ってもらっている。また、一部では  
関財所管の宿舎の駐車場から借りており、並木地区で18戸、竹園地区  
でも一部行われている。(注1)ただ、これでも不足分をすべて確保できてい

る訳ではなく、6月中旬現在で22名が順番待ちの状態である。地区としては並木が多い。

【組】 以前、自治会が独自で駐車場を作って管理しているものがあつたが、  
現在はそのようなものは関財が一括で管理している。独法が独自で駐車  
場を管理しているとパイが小さくなった分調整が難しくなる。関財と  
ともにまとめて管理すればよい。筑波大、高工ネ、関財で宿舎について  
話をする場はないのか?

【大】 そのような場はない。駐車場については個別にお願いして借りて  
いる状態である。

【組】 出資を受けた独法と関財との間に宿舎について話し合う場がない  
のは問題である。

【大】 関財の宿舎が今後どうなるか我々も分からない。連合体を作ら  
ないとやっていけない。関財が今までどんな修繕してきたのかなど、  
履歴が分からないままに出資を受けた状況である。独法化後2年経って  
落ち着いたので、これから調査して計画を立てていきたい。

【大】 家賃収入はほとんど固定資産税で消えてしまう。将来の建替えは  
施設費を要求しないといけない。宿舎に関してプロである関財と違い、  
大学は教育研究が主であり、宿舎onlyとはいかないが、関財と差が  
できないよう努力していく。

【組】 入居率はどのくらいか?

【大】 85.6%くらい。この値は出資された1272戸に対する値で、  
大学以外の入居者の数も含まれている。

【組】 大学宿舎から大学以外の人が引っ越しして出て行くことにな  
ると、大学職員で埋めていく必要がある。入居率が下がっていかない  
か?その場合宿舎の廃止はあるのか?

【大】 可能性はない訳ではない。ただ、関財から出資を受けてすぐに  
処分するのもどうかと思うし・・・。場所も大学から離れてバラバラ  
にあるので大学の施設を建てる訳にもいかない。

【組】 入居率の低下が心配。悪循環が起きるのでは。

【組】 大学管理になったのだから融通性が拡大したはず。例えば、  
非常勤職員の入居も可能であろう。

【大】 すでに非常勤職員の入居は可能になっている。

【組】 本来大学が管理主なのだから大学が決めて良いのでは。しか  
しその場合、外圧が不安になるが・・・。

【大】 6年間の計画で評価を受けるので、業務面で指摘を受けるかも  
しれないが・・・。

【組】 回答の 8 が我々の要求と最も離れている。「廃止までの猶予期間は 2, 3 年程度」ということだが, 2 年と 3 年とで大きく違う。

【大】 我々には経験がないことなので今考えられない。猶予期間については国の通達等を準拠している。また, 改廃の計画についてもお金の問題なので, 6 年も先のことまで計画できない。我々も要求の内容は承知しているが, 不透明で約束できない。学校区の問題についてはある程度対処できるかな, と考えている。

【組】 学研労協でも一回目の廃止のとき猶予期間を長くとりよう要望が出た。しかし一方で残った人が共益費を負担するという問題もあがった。計画があるならなるべく早く居住者に知らせしてほしい。今回の二回目の廃止では, 一回目で退去した人が再び退去させられる例が出た。少なくともこの人たちに対して退去費用を補填するように国に要望したが, だめだった。筑波大は法人だから国よりは融通が利いて, こうした転居費用は出してもらえるのではないかと。

【大】 大学も根っここのところは押さえられているので同じですよ。

【組】 学研労協では毎年宿舎に関するアンケートをとっている。その中で要望が多いのは, 連絡の周知徹底についてである。例えば駐車場の貸付は申請書の受付順ということだが, この連絡が対象者すべてに行き届かないと不公平が生じる。また, 修繕等の要請に対しては責任を持って対応するとともに, 確実にその結果を連絡するようにしてほしい。関財では何年もほったらかしや担当者が変わって分からなくなってしまう例がある。

【大】 通知の仕方は関財を参考にしている。連絡先は宿舎だよりに載せてあり, 入居者もよく読んでほしい。工事や点検の連絡は掲示板を利用して張り紙を貼っている。単身者にはポストに入れており, 世帯には回覧板や宿舎だよりでやっている。やり方もこれから検討してゆく。緊急時の連絡先が周知されていないと言うが, 宿舎便りを読んでほしい。年に数回出している。

【組】 緊急連絡先の通知は一度だけでなく, 何度も宿舎だよりに載せてほしい。自治会を通じて連絡する方法もある。

【組】 以前は地区ごとに管理人がいてその人に聞けば何とかだったが, 今はいなくなってしまった。

【大】 住宅管理協会に対応している。

【組】 住宅管理協会は業務委託を大学と関財からの両方受けている。従って退去のときの査定は大学と関財所管の宿舎で同じ基準である。ただし管理人の資質による違いはあるだろうが。

【組】 宿舎でインターネットやっている。ADSLで接続しているが, 最近は光ファイバーになってきている。NTTでは, 光ファイバーが出来る地域ということで手続きしたが関財は光ファイバーはやっていない地域ということでだめだった。

【大】 NTTが敷地内に引いてくれて, 後は各自が負担でやってくれば良いが。大学でお金を負担するのは出来ない。

【組】 アンケートでは自己負担で(光ファイバーを)やりたいと大学当局に模様替申請し, 関財に提出し直したが, まだ回答がない, という事例がある。まず, 状況を調べて欲しい。(注2)

今後も年に一度, できれば年度始めに交渉の場を持つということで終了した。

#### < 5/27 緊急要求書 >

筑波大学長 岩崎洋一 殿

筑波大学教職員組合つくば  
執行委員会委員長 齋藤静夫

医学・病院地区女性トイレについて,  
女性トイレ内と周辺の廊下の照明を明るくすること,  
女性トイレ個室の仕切り壁面の上下の空間, 横の隙間を狭くし, 盗撮できないように改修すること,  
女性トイレ内に防犯非常ベルを設置すること,  
などの設備改善を要求します。

#### < 説明 >

医学・病院地区は比較的建物が古く, 女性トイレ設備も古く, 内部と周辺が暗いなど, 安全環境面で不安があります。昨年 5 月, 女性職員が女性トイレを使用中に隣の個室の不審者に気付き, その後に不審者との間で盗撮の事実を問うという事件がありました。それ以前にも, カメラ付携帯電話を持った不審者を目撃した事例が報告されています。このような事件の再発を防止し, 職員が安心して働けるよう設備を改善することが重要です。

# アクティブ Active 要求アンケート

発行：筑波大学教職員組合つくば

2005年9月15日(木)No.33付

連絡先：内線5012

数理物質科学等支援室 齋藤静夫

E-mail [ssaito@ims.tsukuba.ac.jp](mailto:ssaito@ims.tsukuba.ac.jp)

HP <http://fweb.midi.co.jp/~wout/>

## <7/26 組合協議会代表が大学当局へ挨拶，要求項目提出，予備交渉>

「筑波大学教職員組合つくば」は、「筑波大学教職員組合東京」とともに「筑波大学教職員組合協議会」を作り、協力して大学当局に、<10月中の団体交渉>を申し入れました。齋藤つくば委員長、岩崎東京委員長、ほか3名の代表が、人事担当副学長を訪問して挨拶し、引き続き、人事担当職員に要求項目を示し、予備交渉を行いました。

## <要求アンケートにご協力ください>

教職員の要求について、アンケートにご協力ください。(記入後、学内便で齋藤静夫までお送り下さい)

### 1. 8/15 人事院勧告について

#### <説明>

#### はじめに

人事院は8月15日に国会と政府に対して国家公務員の賃金に関する勧告と報告を行いました。主な内容は、

月例給を0.36%引き下げ、一時金を0.05月引き上げる本年の給与改定に関する勧告、

少なくとも4.8%の俸給を切り下げる地域給の導入、俸給表のフラット化・昇給号俸の細分化による勤務実績反映の給与制度等「給与構造の見直し」勧告・報告、

という2つです。

法人化された国立大学等の教職員の賃金をはじめとする労働条件は、基本的に労使による対等な交渉によって決定される仕組みになりました。また、運営費交付金の配分額が人事院勧告により左右される仕組みでないことも、制度的には、明白になっています。しかし昨年は、寒冷地手当改悪の人事院勧告が出された際、大学法人等は「人事院勧告準拠」としました。

#### (1) ほんとは、教職員の賃金は増額されるべきである

人事院は厳密・正確な官民比較結果に基づいて勧告を行っていると強調しています。しかし、この内容には疑問があります。一時金については、この数年、民間では好調を維持しつづけています。しかし、そうした民間一時金との格差がわずか0.05月分しかないとの調査結果は、実感に合いません。

こうした人事院勧告の内容を大学等の教職員に無条件

に適用させることには、問題があります。それは、各大学等で先般、明らかにされた教職員の賃金水準をみれば明らかです。公表された資料によると、いずれの大学等においても、事務や技術等の職員の賃金水準は、全ての年代で国家公務員の平均を十数パーセントも下回っていることが明らかとなっています。

文科省の「文部科学省所管独立行政法人及び国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与(平成16年度)の水準の公表」

一方、教員については、国家公務員の平均を上回るデータとなっています。しかし、私立大学教員賃金(人事院では官民比較対象外扱い)と比較した場合、月収ベースでかなり低い水準となっています。

こうした実態を踏まえるなら、国立大学等教職員の賃金は、「人事院勧告準拠」を理由に引き下げるのではなく、増額・改善するべきです。

1.1 要求・ご意見・質問をお書き下さい。

<説明>

(2) 大学法人等への適用は、合理性があるのか？

国家公務員の「給与構造見直し」の最大の特徴は、官民比較で最も民間が低い地域（ブロック）に合わせて、国家公務員の俸給を4.8%引き下げるという点です。従来の人事院勧告は、公務、民間各々の全国平均給与を出し、それに基づく官民較差により勧告を出すというものでした。そしてその際、地域間の物価の違いは、「地域調整手当」で調整していました。ところが、今回はその方式を根幹から変更しました。また、退職金、年金等生涯所得が減額される恐れもあります。

第一の論点は、地域給等の「給与構造見直し」を大学等に適用することに合理性があるのか、という点です。

大学等は人事院勧告の対象外であり、給与等の労働条件は労使交渉により、決定されるものです。

今回の「給与構造見直し」により、賃金の引き下げということになれば、明らかに不利益変更となります。国立大学法人等は、過半数代表者の意見聴取のみで就業規則を変更することは許されず、労使交渉等を通じて労働条件の不利益変更の「高度の必要性」等を明らかにすることが義務づけられます。

運営費交付金制度は、制度的には、人事院勧告を反映する仕組みではありません。文科省は今回の人事院勧告で運営費交付金は増減額しないことを明言しています。

1.2 要求・ご意見・質問をお書き下さい。

1,2 に関して、あなたの意見に最も近い意見を以下の3つから選ぶとすれば、どれになりますか？

人事院勧告・国家公務員の「給与構造見直し」に準じて、筑波大学法人の賃金構造を見直す。

労使交渉により、筑波大学法人独自のやり方で、賃金構造を見直す。

従来型の給与構造に準じた国立大学法人の賃金構造を作る。

<説明>

(3) 団体交渉を軸に、賃金構造の見直しに対処しよう

大学法人等が「国家公務員準拠」を根拠として、地域給等の「給与構造の見直し」など、人事院勧告に基づく就業規則の変更を提案する可能性は十分にあります。

一案は、以下のように予想されます。

1. 現行の俸給を4.8%引き下げる。
2. 引き下げ分は、当面、現給補償する。しかし、その後は、号俸が上がると補償額を減らすので、昇給しない。
3. つくば地域では、地域手当を職員も教員も12%程度（注）にする。しかし、現行は職員3%、教員(3+7)%なので、すぐに12%程度にならない。つくば以外（例：下田）では、地域手当がないところができる。

（注）つくば地域では民間の賃金が高いため

法人化された大学は、賃金をはじめとした労働条件を自ら決定できる環境にあります。労働側の声が小さければ、賃金切下げ・据置きということになりかねません。

1.3 要求・ご意見・質問をお書き下さい。

## 2. 労働条件について

### (1) 定年制

組合は、60歳定年職員の再雇用・定年延長、および63歳定年教員の定年延長あるいは任期制導入を組み合わせた定年延長について、検討状況を説明するよう当局に要望しています。

2.1 要求・ご意見・質問をお書き下さい。

### (2) 退職金

従前の国家公務員職間の異動の制度が変わり、異動のたびに自己都合退職扱いをし、在職期間が通算できなくなりました。異動者の退職金の取り扱いが極めて不利な制度となっています。組合は、その改善について、当局の見解を明らかにするよう要望しています。

2.2 要求・ご意見・質問をお書き下さい。

### (3) 時間外勤務・労災

職場で深夜の時間外勤務が続いたり、過労で倒れた人はいませんか？ 本人から労災を申請したいという声は聞きませんか？

2.3 あなたの周りで、同様の問題、可能性がないか、要望・ご意見・質問をお書き下さい。

### (4) 安全環境の改善

2.4 緊急要求書(4ページに掲載)にあることなど、安全環境上、あなたの周りで気づいたこと、要望・ご意見をお書き下さい。

### (5) その他

2.5 ご自由にお書き下さい。

### 3.『筑波大学生協同組合』の設立について

#### <説明>

吉池サービスが体芸食堂，学生宿舎浴場・売店・食堂などから撤退することになりました。今，厚生会理事会（理事長・担当副学長）と全代会厚生委員会は，この問題を活発に論議しています。厚生会は，学生・院生，教職員の福利・厚生を担う組織で，筑波大学設立時に，大学の協力の下に作られた任意団体です。厚生会が他大学にある生協と相違する点は，食堂・売店などの営業活動を行わず，営業委託する業者を選定し，指導する点です。筑波大学には，大学生協連加盟の大学生協（COOP）がありません。大学生協は，教職員・学生が出資者（経営者）となり，同時に利用者・運営者でもあるという非営利組織です。今，大学生協連加盟の大学生協（COOP）を設立する機会が生まれています。

「筑波大学教職員組合つくば」は，教員，職員，学生・院生が協力できる課題として，吉池撤退と生協設立に関する調査を開始しました。今，大学生協設立の機会が生まれていることを考慮し，8/31 組合総会で，大学生協連加盟の筑波大学生協設立を支援することを決めました。

「筑波大の生協」のブログサイト：

<http://tsukuba-univcoop.blog.ocn.ne.jp/>

3.1 要求・ご意見・質問をお書き下さい。